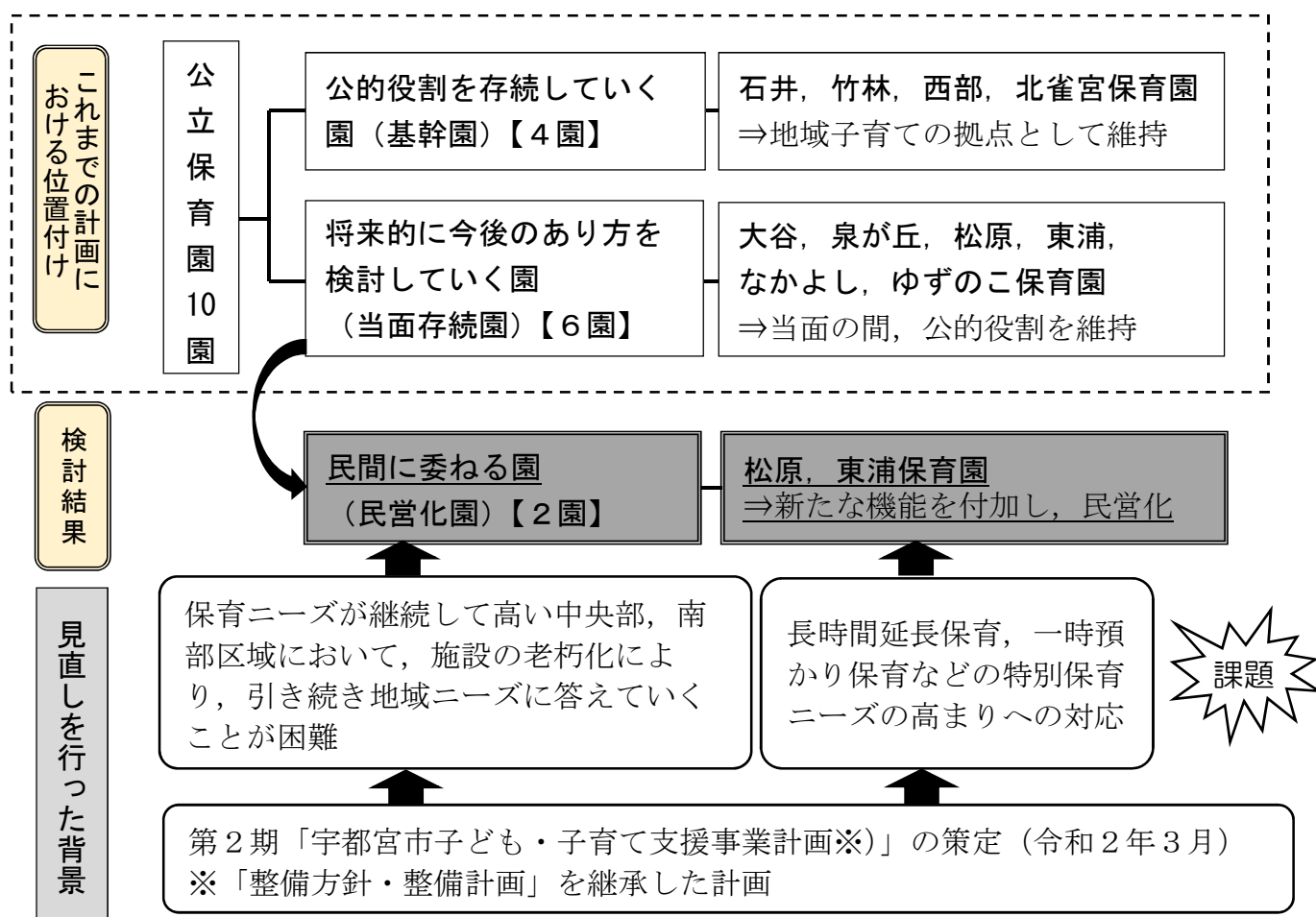


公立保育所の民営化について

1 目的

令和2年3月に策定した「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」において、公立保育園のあり方について検討した結果、保育ニーズが継続的に高い区域にあって、施設の老朽化により、今後の保育ニーズに対応していくことが難しい松原保育園・東浦保育園の民営化することとした。



2 これまでの経過

令和2年 3月 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」策定
令和4年 6月 保護者説明会の実施
7月～ 事業者の公募（7月25日～9月22日）

3 民営化の基本的な考え方

- ア より安定的・継続的な運営が可能な事業者を選定する。
- イ 在園児やその保護者に安心していただけるよう、十分な引継期間を設け、現在の保育内容を当面、継承する。
- ウ 特別保育など利用者ニーズを反映した保育サービスを提供する。

4 民営化の手法

ア 松原保育園

現在の保育園の敷地において園舎建替等が可能であることから、園の土地・建物を民間に譲渡又は貸与し、保育所を運営することにより保育を継続する「民間移管方式」によって民営化を実施する。

イ 東浦保育園

現在の保育園の敷地が狭小で現地建替を行うことが難しいことから、現園舎から半径2 km以内の移転整備し、保育所を運営することにより保育を継続する「民間誘導方式」によって民営化を実施する（別紙4参照）。

5 民営化事業者募集の条件等

		松原保育園	東浦保育園
応募資格		・市内で保育所又は認定こども園（幼稚園）を運営する事業者 ・市内で地域型保育事業を実施している者（ただし社会福祉法人・学校法人以外（株式会社、個人等）の場合にあっては、新たに社会福祉法人を設立すること）	
財産の 取扱い	土地	有償譲渡又は有償貸与 （※移管後10年間は無償貸与）	—
	建物	無償譲渡	—
	備品	事業者から再利用の意向があった場合は無償譲渡	
定員		90名（現行90名）	120名（現行120名）
		いずれの区域においても、計画に位置付けた供給量が確保できる見込みであることから、現在の定員数を維持する。	
民営化時期		令和6年4月	
特別保育		長時間延長保育（2時間以上の延長保育）、一時預かり保育の実施 ※東浦保育園については休日保育を併せて実施	
保育内容		・現在の保育内容（教材費、行事等）を原則5年間継承する。 （※保護者の合意を得た上、この期間内であっても変更できるものとする。）	
引継保育		事業者負担により、3か月の引継保育を実施	

6 今後のスケジュール

令和4年10月～ 事業者の選考

11月～ 事業者の決定、市と事業者合同の保護者説明会の実施

令和6年 4月 民営化の開始